

## 意見書案第3号

### ロシア連邦によるウクライナ侵攻に対し抗議及び制裁措置を求める意見書

ウクライナ国境付近におけるロシア軍増強が続く中、我が国を含む国際社会が、緊張の緩和と事態の打開に向けて、対話による懸命な外交努力を重ねてきたにもかかわらず、令和4年2月24日、ロシア連邦はウクライナへの軍事侵攻を開始した。

この武力で国境を書き換えようとする行為は、国連憲章を最も守るべき常任理事国による重大な国連憲章違反であり、国際法の明白な違反であり、国際社会の平和と安全を根幹から揺るがす断じて許されざる行為である。

ウクライナでは、民間施設が攻撃され、子供を含む多数の死傷者が出ており、今回の軍事侵攻には、ロシア国内からも反対するデモが行われている。そして、前線にいるロシア軍兵士からも、為政者の命令により何の落ち度のないウクライナの民間人を殺害することに大きな戸惑いの声が漏れ伝わっている。

また、プーチン・ロシア大統領による核兵器に関する発言は、唯一の戦争被爆国である日本人として到底受け入れられるものではなく、更に、あらゆる国の人々の相互理解と協調による核兵器のない平和な世界の実現に向けて努力することを誓った非核平和都市宣言をした本市において、看過することはできない。

よって、逗子市議会は、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻や核兵器に関する一連の発言に対して厳重に抗議し、政府に対しては、現地在留邦人の安全確保に努めるとともに、国際社会と緊密に連携しつつ、ロシアに対して毅然たる態度で制裁措置の徹底を図り、ロシア軍のウクライナからの完全撤退を求めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月8日

逗子市議会